

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋健太郎

被告 国

準備書面(6)

令和6年12月12日

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

被告指定代理人

奥	水	将	利	
野	澤	雅	宏	
古	瀧	孝	明	 代
五十	嵐	雅	子	 代
内	城		良	 代
廣	田	和	俊	 代
川	崎	洋	史	 代
堀	川	武	紘	 代
鈴	木		剛	 代
関		俊	吾	 代
浅	野	隆	教	 代



被告は、本書面において、原告準備書面(5)の処遇オ(20ないし34ページ)に対する被告の主張を補充する。

なお、略語については、本書面で定義するもののほか、従前の例による。

第1 外部医療機関に入院中の被収容者に自弁書籍を閲覧させることにより、本件センターの業務の負担増加及び弊害が生じること

1 法令等の定め

(1) 書籍等の閲覧について

書籍等とは、「書籍、雑誌、新聞紙その他文書図画(信書を除く。)」をいう(刑事収容施設法33条1項5号)。

そして、書籍等の閲覧とは、自弁書籍(刑事収容施設法69条)や備付け書籍(官本)(同法72条2項)等を被収容者に閲覧させることをいう。

被告準備書面(4)(11及び12ページ)で述べたとおり、刑事収容施設法69条は、書籍等の閲覧が憲法上の知る権利に関わることを踏まえ、被収容者にその機会を保障するため、原則として、被収容者の閲覧の自由を保障する旨規定しているが、刑事収容施設の性質上、同条があらゆる日時、場所、態様による閲覧の自由を保障していると解することはできず、例えば、矯正処遇等が実施される時間帯に閲覧の自由が認められるものではないとされている(逐条解説290及び291ページ、乙62・8ページ)。

(2) 保管私物について

ア 刑事施設では、被収容者が所有する物品のうち、被収容者が使用し又は摂取することができるものは、被収容者に保管私物として引き渡し(刑事収容施設法47条1項)、それ以外の物品については、刑事施設の長が領置することとなっている(同条2項)。

そして、被告準備書面(4)(11ページ)で述べたとおり、被収容者の保管私物の保管方法については、刑事施設の長が、法務省令の定めるところ

により、「刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。」とされ(同法48条1項)、具体的には、「刑事施設の長が指定する居室内又は居室外の棚、容器その他の保管設備に保管させるもの」とされている(施行規則19条1項)。

イ 保管私物は、被収容者の管理に委ねられ、刑事施設の長は、基本的にその紛失などに責任を負わないが、刑事施設の長は、被収容者の保管私物を他の被収容者が持ち出したりすることができないように措置を講じる必要がある(逐条解説186ページ)。また、被収容者は、引渡しを受けた物品は、刑事施設の長が指定する保管設備で保管しなければならないが、また、不正に他の被収容者に譲渡したり、みだりに清潔義務に違反して投棄したりすることは許されないが、財産権的に引渡しを受けた物品の処分の自由があり、保管し続けるのも廃棄するのも被収容者の意思に委ねられている(逐条解説182ページ)。

ウ その上で、平成19年5月30日付け矯成第3342号矯正局長通達「被収容者の物品の保管等について」(乙81)において、「共同室(被告注：被収容者の居室を指す)に設置する保管私物の保管設備(中略)については、その一部又は全部を施錠できる構造とするよう努めること」とされているところ、本件センターでは、令和2年8月当時、平成23年11月10日付け達示第31号「被収容者の金品の取扱い等に関する実施細目」の制定について(乙82)8条3項に基づき、被収容者が使用する居室内の保管私物バッグには錠を付けるとともに、被収容者に対し、保管私物バッグから物品を出し入れする場合以外は、施錠することを指導するものとする旨規定されており、これは現在においても同様である。さらに、現在においては、令和6年6月26日付け達示第28号「喜連川社会復帰促進センター被収容者に係る金品の取扱細則」(乙83)14条3項において、被収容者が使用する保管私物バッグには、原則として所有者を特定できるよう

称呼番号を表示し、番号鍵を貸与し、その施錠も被収容者自身に行わせるものとする旨規定している。

エ さらに、本件センターは、所内生活の心得(乙84)において、保管私物(書籍等も含まれる。)は被収容者自身が自らの責任において適正な管理を心掛ける旨記載し(同10ページ)、被収容者に周知している。

2 外部医療機関に入院中の被収容者に自弁書籍を閲覧させることにより、本件センターの業務の負担増加及び弊害が生じること

(1) 本件閲覧制限は正当な理由に基づくものであることは、被告準備書面(4)(11ないし13ページ)で述べたとおりであるが、以下、補充する。

(2) 原告が令和2年8月27日付けで前橋病院で閲覧したい旨の出願をした自弁書籍2点は、本件センターの原告の居室内の保管私物バッグに保管されていた(乙63の別添「願せん」を見ると、自弁書籍2点の名称の下に「バッグ内」と記載されている。)

この点、被収容者の保管私物は、施行規則19条及び通達により、居室内の保管設備に保管することとされていたところ、刑事収容施設法の規定によっても、刑事施設の長又は職員において、原告に自弁書籍を閲覧することができるようにすべき法的義務が課せられていると解すべき根拠はないから、国賠法上の違法を認める余地がないことは、被告準備書面(4)(11及び12ページ)で述べたとおりである。

仮に、本件センター職員が、本件センターの原告の居室で保管されている保管私物である自弁書籍2点を、原告が入院していた前橋病院まで持参する場合には、原告の居室に入室し、原告の保管私物バッグの鍵を開錠し、そこから原告が閲覧を希望する書籍を見つけ出して取り出す必要がある。収容人数が1000人を超える本件センターにおいて、職員数が限られる中、各職員が決められた配置箇所それぞれの業務を行っているところ、原告の希望に応じて原告の居室に入り、保管私物バッグの鍵を開錠し、希望の書籍を取

り出すなどの対応を行うことは職員の本来業務に割く時間を減少させ、業務負担の増加となる。また、保管私物の破損、汚損及び紛失等の防止のためには、単独の職員で対応することはできず、複数の職員で上記対応を行うことを検討しなければならない。更に言えば、令和2年8月当時は新型コロナウイルスの流行の時期でもあり、人員の配置すら困難になりかねない状況であった。

- (3) そして、保管私物バッグの中には、保管私物のほか、被収容者が受けた信書でその保管するものを含むものとされている(逐条解説186ページ。なお入院中の被収容者に対する信書については本件センター職員が被収容者の退院まで病室内で保管することとされていることについては被告準備書面(4)・15ページのとおりである。)

そのため、職員が原告の保管私物バッグから同人の私物である自弁書籍2点を取り出す過程で、入院以前に原告が受け取り、保管私物バッグに保管されている信書が、不必要に複数の職員の目に触れてしまうおそれもある。また、保管私物バッグの中には、書籍のみでなく、刑事収容施設法第42条に規定する自弁の眼鏡その他の補正器具も含まれている可能性もあり、これらの器具は取扱いによっては破損のおそれもある。

さらに、原告の入院先である病院において職務を行う本件センター職員は、本件センターの官用車で同病院へ向かうことになるが、本件センターから同病院までは高速道路を利用して2時間以上を要するところ、その途中、交通事故等の交通トラブルといった不測の事態に巻き込まれないとも言い切れず、このような事態に陥った場合、原告の自弁書籍を持参していれば、原告の保管私物の財産的価値が損なわれたり、紛失する可能性もある。原告の入院先である病院において職務を行う本件センター職員の任務は、前橋病院に赴き、前日から職務を行っていた職員と交代し、被収容者の身分を有する原告の戒護に当たることであるため、原告の自弁書籍を最優先に保護できると

は限らない。

このことから、原告の居室から自弁書籍2点を持ち出し、本件センターから遠方にある原告の入院先である前橋病院まで運ぶことは、結果として原告が不利益を被るおそれがあることはもとより、自弁書籍2点の紛失・破損の結果、原告との更なるトラブルに発展するおそれもある。

- (4) 被告準備書面(4)(12及び13ページ)で述べたとおり、そもそも休養患者は、医療上の必要により、作業、教科、職業の補導等の通常の日課を停止させて専ら治療又は治療のための処遇を受けさせる措置を講じた者をいうところ(甲35・1枚目)、休養患者に対する措置は、休養患者が安静にすべき立場にあることに鑑み、横がさせて安静を保つことを重要視し、療養に専念させることで健康と体力の回復を図り、刑務作業への早期復帰を実現させるためのものであり、社会一般の入院患者とは異なる。
- (5) さらに、令和2年8月27日付けの自弁書籍2点を前橋病院で閲覧したい旨の出願に対し、本件センターは同年9月8日に閲覧を認めない旨伝えている(乙63)ところ、原告は同月19日に前橋病院を退院して本件センターに戻っているものであり、本件閲覧制限により、原告が自弁書籍2点を閲覧できない期間も約10日間、出願からみても約3週間程度であり、前記(2)ないし(4)の事情のほか、後記第2の事情をも考慮すると、本件閲覧制限に何ら不合理な点はない。
- (6) したがって、本件閲覧制限が違法である旨の原告の主張は理由がない。

第2 本件センターは、原告の入院期間が長期間にわたる場合の手当をしていたこと

1 法令等の定め

刑事収容施設法39条2項において、「刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被収容者に対し、自己契約作業、知的、教育的及び娯楽的活動、

運動競技その他の余暇時間帯等における活動について、援助を与えるものとする。」と規定している。また、これを受け、施行規則13条1項において、「法第39条第2項で定める援助は、(中略)運動競技その他の複数の被収容者が共同で参加することができる活動の企画、刑事施設に備え付けた書籍等、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他の余暇時間帯等(中略)における活動を行うのに必要かつ適切な措置を講ずることにより行うものとする。」と規定している。

2 本件センターは、原告の入院期間が長期にわたる場合の手当をしていたこと

(1) 原告が入院していた期間

被告準備書面(1)(23及び24ページ)で述べたとおり、原告は、令和2年7月16日から同年9月19日までの65日間(なお、同年8月25日に獨協病院から前橋病院へ転院している。)、同年10月7日から同年11月16日までの40日間及び令和3年2月9日から同年3月12日までの31日間入院していた。

(2) 本件センターが執った措置

ア 本件センターは、原告が令和2年8月27日付けでした自弁書籍2点を前橋病院入院中の余暇時間に閲覧したい旨の出願に対し、自弁書籍2点を所持させることは相当ではないにしても、外部医療機関に入院中であり、行動の自由が制約され、余暇時間帯等を有意義に過ごすために必要な機会及び手段を得ることが困難な状況が認められること、余暇活動の援助の一環として備付け書籍を貸与し、教養を高め、精神的な充実感を得て、人間的、社会的向上を図る積極的、文化的な意義を持ち得るものであることから、特別の事情がない限り、他の被収容者と同様、備付け書籍を3冊まで貸与することとした(乙63)。

イ 本件センターは、令和2年9月8日、原告に対し、備付け書籍の貸与について取り計る旨告知し、備付け書籍の一覧表11枚を貸与した上で、同

一覧表に記載されている備付け書籍のうち、余暇時間帯に貸与を希望する書籍を5冊選択し提出すれば貸与可能な上位3冊を貸与する旨を説明し、原告は「はい。」と述べた。その際、原告は落ち着いて聞いていたことが認められる(乙85)。なお、本件センターは、その後の同年9月11日、原告に対し備付け書籍を貸与している(乙86)。

また、本件センターは、同年10月8日にも、原告に対し備付け書籍の一覧表を貸与し、原告に希望する書籍を選択させた上で(乙87)、同月10日に原告に対し備付け書籍を貸与している(乙88)。

(3) 小括

以上のとおり、本件センターは、前記第1の事情により、原告に対し、前橋病院における自弁書籍の閲覧を認め得なかったものの、法令に基づき、原告に対し、備付け書籍を貸与し、余暇活動の援助等を行うことにより、被収容者である原告が入院期間を有意義に過ごすための機会等についても総合的考慮の上、配慮もしているところであって、このような本件センターの裁量的措置に国賠法上の違法を認める余地はない。

以 上